

船舶事故調査報告書

令和元年12月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月30日 08時30分ごろ
発生場所	静岡県牧之原市相良港南東方沖 相良港東防波堤灯台から真方位136° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 39.7′ 東経138° 14.4′）
事故の概要	漁船第二十一福一丸は、北北東進中、また、漁船天祥丸は、錨泊中、両船が衝突した。 天祥丸は、船長が負傷し、右舷外板の破口等を生じ、また、第二十一福一丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二十一福一丸、4.9トン SO3-19758（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.65m×1.02m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成元年3月2日 B 漁船 天祥丸、1.2トン SO3-24194（漁船登録番号）、個人所有 7.06m（Lr）×1.91m×0.80m、FRP ガソリン機関（船外機）、80kW（動力漁船登録票による）、 進水年不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月24日 免許証交付日 平成30年12月10日 （令和6年12月7日まで有効） B 船長B 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年11月11日 免許証交付日 平成25年12月11日 （令和元年11月10日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷及び左舷後部外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時、水温 約21℃
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、僚船が漁獲したしらすを積載する目的で、令和元年5月30日08時00分ごろ相良港東方沖の漁場に向けて静岡県御前崎市御前崎港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて船橋当直につき、主機を全速力前進にかけ、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）となり、船首が上がって船首方に死角が生じている状態で、手動操舵により北北東進した。</p> <p>船長Aは、08時24分ごろ、船首が僅かに振れて前路が見えた際、しらす漁船のほかにも他船を見掛けなかったため、船首方に支障となる船はいないと思い、針路及び速力を保持して北北東進を続けた。</p> <p>船長Aは、08時30分ごろ、ドスンという音とともに船首部が上がって船体が停止し、右舷側にB船の船首部が見えたので、衝突したことを知り、直ちに主機を中立運転とした。</p> <p>船長Aは、A船がB船に乗り揚げた状態なので、主機を後進に掛けて後退し、主機を中立運転として付近で漂流を始めたところ、左舷方の海面に船長Bが顔を出して浮いているのを認め、救助しようと細索を投げて船長Bにつかまらせたものの、1人で船長Bを甲板上に助け上げるができなかった。</p> <p>船長Aは、A船の後方を同航中に「本事故発生を目撃した他のしらす漁船1隻」（以下「目撃漁船」という。）が来援したので、A船に着けた目撃漁船の乗組員と共に、船長BをA船甲板上に引き上げた。</p> <p>船長Aは、目撃漁船に船長Bの移送を要請し、また目撃漁船の船長は、所属する漁業協同組合を経由して海上保安庁及び消防署に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Aは、転覆した状態となったB船を見守り、来援したB船の僚船にえい航を依頼した後、係留地である牧之原市地頭方漁港に自力で帰った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、いさきの一本釣り漁の目的で、30日04時30分ごろ、相良港南東方沖の漁場に向けて同港を出港した。</p> <p>船長Bは、05時00分ごろ漁場付近に到着し、魚群探知機を使用してポイントを探した後、06時00分ごろ、長さ約4mの錨鎖及び約36mの錨索に接続した重さ6kgの錨を船首部から投下し、操舵室前部のマストから操舵室後部に張った掲揚索に黒色の球形形象物1個を表示して錨泊を開始し、後部甲板舷側から左右に竿を2本出して漁</p>

	<p>を始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、いさき約60匹を釣り、08時07分ごろ家族からの連絡を受け、大漁である旨を伝えて帰航することとし、後片付けを始めた。</p> <p>B船は、船首が南南西方に向いて錨泊中、08時29分ごろ揚錨に取り掛かる目的で、前部甲板に向かおうと左舷側通路に至って船首方を見たところ、右舷船首方にB船に向けて接近するA船を認め、B船を避けるよう両手を大きく振って合図を行ったが、なおも接近するので、身の危険を感じて後部甲板に戻り右舷側から海に飛び込んだ直後、A船の船首部がB船の右舷後部に衝突した。</p> <p>船長Bは、間もなく海面上に顔を出し、船長A及び来援した目撃漁船の乗組員に救助されて御前崎港に移送された後、救急車で病院に搬送され、2週間の加療を要する打撲傷と診断された。</p> <p>B船は、転覆した後、B船が所属する漁業協同組合の僚船により地頭方漁港にえい航された後、廃船処理とされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船、写真4 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、自ら所有する漁船で船長職をとった後、平成29年ごろから本船に船長として乗り組み、御前崎港東方沖から北東方沖のしらす漁の漁場から御前崎港に漁獲物を運搬する運航に従事し、週当たり約5日間05時00分ごろから10時00分ごろまで2～3往復する運航を行っていた。</p> <p>船長Aは、A船が約10～16knで航行中、船首が浮上し、操縦席に腰を掛けて見張りに当たれば、船首方に約15°の死角が生じることを承知していた。</p> <p>船長Aは、船首が浮上する状況において、操縦席の椅子の上に立って操舵室天井から顔を出したり、船首を左右に大きく振ったりするなどして、前路の見張りに当たることもあったが、本事故当時、船首方に支障となる船はいないと思ったので、船首を大きく振ったり、操縦席の上に立ったりして見張りに当たるなどによる死角を補う見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Bは、平成23年ごろから漁業協同組合の組合員となり、地頭方漁港東方沖付近で専ら一本釣り漁に従事していた。</p> <p>船長Bは、ふだん早朝から08時30分ごろまで操業を行っており、錨泊する場合、B船付近を通過する船が避けてくれ、危険な状況に遭遇したことがなかったので、他船がB船を避けてくれると思い、周囲を気にしておらず、本事故当時、しらす漁船が行き来するのを認めていたが、いつものように周囲を気にしていなかったため、B船に向かうA船が至近となるまで気付くことができなかつたと、本事故後に思った。</p>

	<p>B船は、操舵室に置いてあった笛以外に有効な音響を発する信号装置を備えていなかった。</p> <p>船長Bは、手動膨張式のベスト型救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、相良港南東方沖を北北東進中、船首方に死角が生じている状況下、船首の僅かな振れによって前路が見えた際、しらす漁船の船団船以外に船を見掛けず、船首方に支障となる船はないと思い、航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、相良港南東方沖においてを錨泊中、船長Bが、他船が自船を避けてくれると思い、錨泊を続けたことから、B船に向かうA船が至近となるまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、錨泊中、これまでB船付近を通過する船が避けてくれており、危険な状況に遭遇したことがなかったことから、他船が自船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、相良港南東方沖において、A船が北北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、船首方に支障となる船はないと思い、航行を続け、また、船長Bが、他船が自船を避けてくれると思い、錨泊を続けたため、A船がB船に向かって至近となるまで気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首方に死角が生じていることを承知している場合、死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中においても、自船に接近する他船が避けてくれると思わず、周囲の他船に対する見張りを怠らないこと。 ・長さ12m未満の船舶において、有効な音響信号を行うことができる手段を備えておき、必要に応じ、自船に接近する他船に対し、音響信号による注意喚起を行うことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

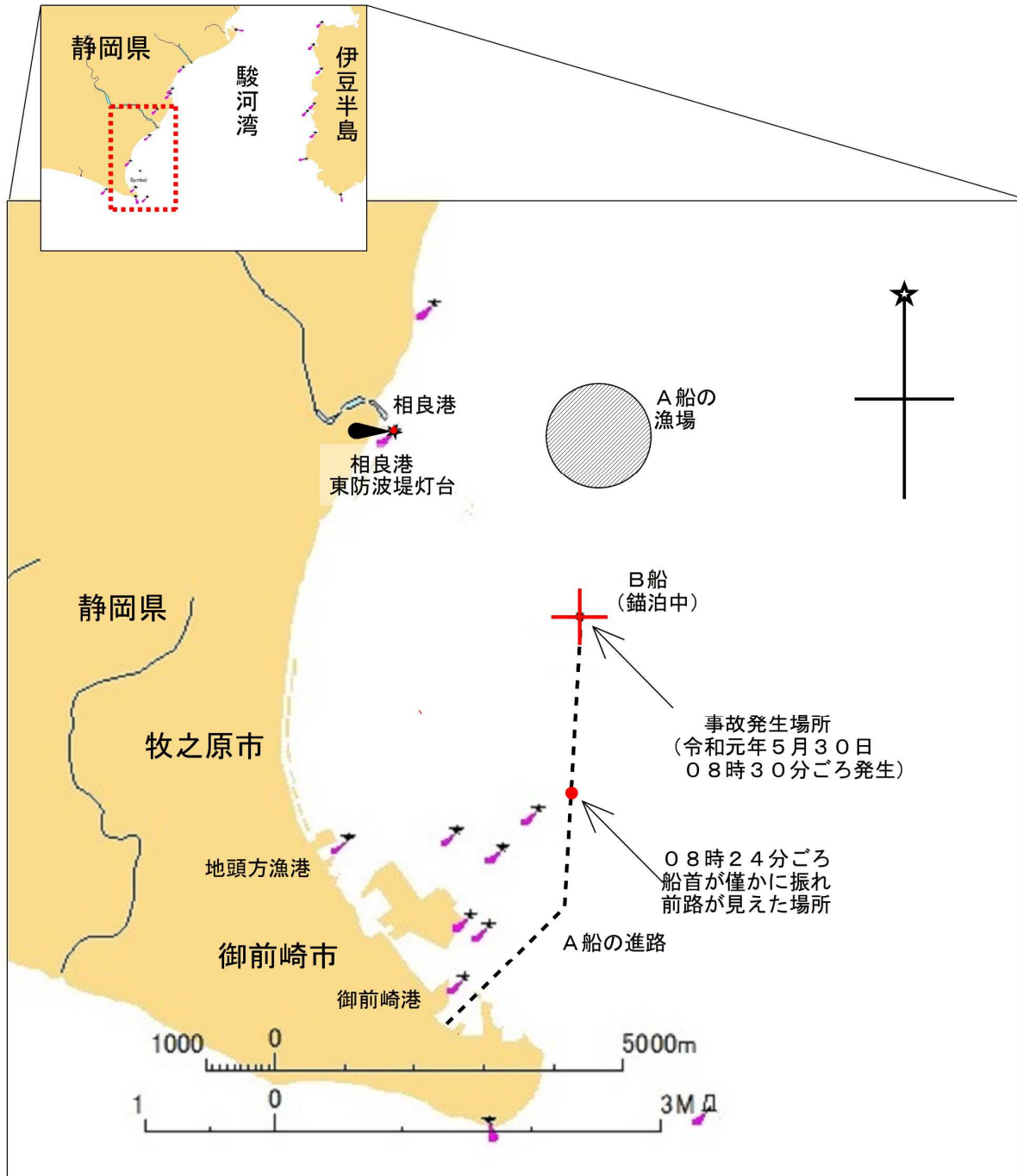


写真1 A船



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船



写真4 B船の損傷状況

